

議案第46号

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正について

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年6月3日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、研修センターの開館時間を変更することにより利用者の利便性を向上させるとともに、消費税法及び地方税法の一部改正が令和元年10月1日に施行され、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部を
改正する条例

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例（平成10年大口町
条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中

「

大口町研修センター	午前9時から午後	12月28日から翌年1月4日
大口町トレーニングセン ター	9時まで	

」

を

「

大口町研修センター	午前8時30分か ら午後9時まで	12月28日から翌年1月4日
大口町トレーニングセン ター	午前9時から午後 9時まで	

」

に改める。

別表1 研修センター及び保健センター(1) 施設利用料の表中「1,020円」
を「1,040円」に、「610円」を「620円」に、「300円」を「310
円」に、「820円」を「830円」に改め、別表1 研修センター及び保健セン
ター(2) 設備利用料の表を次のように改める。

(2) 設備利用料

付属設備	単位	利用料	備考
ピアノ	1台	1,040円	マイクのみを使用については、 放送設備に含まない。
カラオケ機器	1時間	830円	

放送設備	1式	1,570円
------	----	--------

備考 設備のみを使用することはできない。

別表2 トレーニングセンターの表中「3,590円」を「3,660円」に、「3,080円」を「3,140円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町健康文化センターの設置、管理及び運営に関する条例の一部改正新旧対照表

新

第8条 略

大口町研修センター	午前8時30分から 午後9時まで	12月28日から翌年1月4日
大口町トレーニングセンター	午前9時から午後9時まで	

2 略

別表（第7条及び第11条関係）

健康文化センターの利用施設、附属設備及び利用料金

1 研修センター及び保健センター

(1) 施設利用料

区分		1時間当たり利用料
研修センター	ほほえみホール	1,040円
	ふれあい1	620円
	ふれあい2	310円
	ふれあい3	200円
	ふれあい4	200円
	和室1	310円
	和室2	200円
	和室3	200円
保健センター	多目的室	830円
	会議室	200円

備考 略

(2) 設備利用料

付属設備	単位	利用料	備考
ピアノ	1台	1,040円	マイクのみを使用については、放送設備に含まない。
カラオケ機器	1時間	830円	
放送設備	1式	1,570円	

備考 設備のみを使用することはできない。

2 トレーニングセンター

施設区分	個人			専用料
トレーニングルーム リラックスメーム フィットネスルーム				フィットネスルーム
利用料	1回券	回数券（11回）	月会員券	1時間
	410円	4,100円	3,660円	3,140円

備考 略

第8条 略

大口町研修センター	午前9時から午後9時まで	12月28日から翌年1月4日
大口町トレーニングセンター		

2 略

別表（第7条及び第11条関係）

健康文化センターの利用施設、附属設備及び利用料金

1 研修センター及び保健センター

(1) 施設利用料

区分		1時間当たり利用料
研修センター	ほほえみホール	1,020円
	ふれあい1	610円
	ふれあい2	300円
	ふれあい3	200円
	ふれあい4	200円
	和室1	300円
	和室2	200円
	和室3	200円
保健センター	多目的室	820円
	会議室	200円

備考 略

(2) 設備利用料

付属設備	単位	利用料	備考
ピアノ	1台	1,020円	マイクのみを使用については、放送設備に含まない。
電子ピアノ	1台	710円	
カラオケ機器	1時間	820円	
放送設備	1式	1,540円	
CDラジカセ	1台	300円	

備考 設備のみを使用することはできない。

2 トレーニングセンター

施設区分	トレーニングルーム リラックスマルーム フィットネスマルーム	フィットネスマルーム	
利用料	個人		専用料
	1回券	回数券(11回)	月会員券
	410円	4,100円	3,590円
		1時間	3,080円

備考略

改正要旨

1 改正の目的

利用者の利便性向上のため、研修センターの開館時間を変更します。また、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに対応するため、大口町健康文化センターの利用料金について改正をするものです。

2 改正の概要

- (1) 研修センターの開館時間を午前9時から午前8時30分に変更します。
- (2) 大口町健康文化センターの利用料金について、平成26年4月に消費税率が5%から8%になったとき、それまでの利用料金額を100分の105で除して得た額（1円未満の端数金額は切り捨てました。）を利用料金算定の基準額として、その額に100分の108を乗じ、10円未満を切り捨てることで利用料金を決めました。

今回の改正においては、その基準額に100分の110を乗じて得た額を利用料金として定めます。ただし、10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額とします。

3 施行期日

令和元年10月1日から施行します。